

大規模小売店舗立地法に基づく変更届  
「ヤマダ電機テックランド New 仙台青葉店」概要

資料1

1	大規模小売店舗の名称、所在地	ヤマダ電機テックランド New 仙台青葉店		仙台市青葉区吉成台二丁目 42-154 外	
2	大規模小売店舗を設置する者の 氏名(名称)、代表者、住所	株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇		群馬県高崎市栄町1番1号	
3	大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名(名称)、代表者、 住所	株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇		群馬県高崎市栄町1番1号	
4	大規模小売店舗の変更をする日	平成30年9月6日			
5	大規模小売店舗内の店舗面積の 合計	変更前	3,000 m <sup>2</sup>		
		変更後	3,158 m <sup>2</sup>		
6	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項				
①	駐車場の収容台数	変更前	駐車場1	建物東側	46台
			駐車場2	隔地第2駐車場	201台
			合計		247台
		変更後	駐車場1	店舗敷地内駐車場	114台
			合計		114台
②	駐輪場の収容台数	変更前	駐輪場1	建物北側	46台
			合計		46台
		変更後	駐輪場1	建物東側	16台
			駐輪場2	建物中央	53台
			駐輪場3	建物南側	91台
			合計		160台
③	荷さばき施設の面積	変更前	荷さばき施設1	建物北側	135 m <sup>2</sup>
			合計		135 m <sup>2</sup>
		変更後	荷さばき施設1	建物北側	114 m <sup>2</sup>
			合計		114 m <sup>2</sup>

④	廃棄物保管施設の容量	変更前	廃棄物保管施設 1	建物北側	10.9 m <sup>2</sup>
			合計		10.9 m <sup>2</sup>
		変更後	廃棄物保管施設 1	建物北側	21.1 m <sup>2</sup>
			合計		21.1 m <sup>2</sup>
7	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項				
①	小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	変更前	株式会社ヤマダ電機		10:00~22:00
		変更後	株式会社ヤマダ電機		10:00~21:30
②	来客が駐車場を利用することができる時間帯	変更前	駐車場 1	建物東側	9:45~22:15
			駐車場 2	隔地第 2 駐車場	9:45~22:15
		変更後	駐車場 1	店舗敷地内駐車場	9:30~22:00
③	駐車場の自動車の出入口の数	変更前	出入口 2 箇所	建物敷地内	東側・北側
			出入口 1 箇所	隔地第 2 駐車場	南側
			出入口 1 箇所	隔地第 2 駐車場	北側
		変更後	出入口 1 箇所	建物敷地内	東側
			出入口 1 箇所	建物敷地内	北側
④	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設 1	建物北西側	8:00~20:00	
8	届出年月日	平成 30 年 1 月 5 日			

住民説明会の実施状況及び質疑事項等

大規模小売店舗の名称	ヤマダ電機テックランド New 仙台青葉店
説明会の日時・出席人数	平成 30 年 2 月 15 日 (木) 17:00～ 14 名
説明会の会場	吉成市民センター 2 階会議室 (仙台市青葉区国見ヶ丘 2 丁目 2 番地の 1)

意見陳述の内容及びそれに対する回答

	意見	応答概要
1	建物は、1 階が駐車場、2 階が店舗、3 階は何になるのか？	建物 3 階は、事務所や倉庫等になる予定です。
2	ヤマダ電機の他の店舗では、店内にカフェも設置されている店舗もあるが、今回の計画でも設置予定はあるか？	まだ未確定ではありますが、今回の計画ではカフェの設置は無い予定です。
3	敷地北側の出入口の向かい側に住んでいる者だが、昔、自宅車庫に駐車していた車両に店舗から出庫して来た来客車両にぶつけられた事があった。敷地北側に出入口を設けずに、北環状線側に出入口を設けられないのか？また、出入口の正面が自宅玄関に位置しており、玄関を開けた際に視線が気になるため、出入口を左右にずらしたりする事は出来ないか？駐車場を 24 時間監視する体制は取れないか？	北環状線側に出入口を設ける事は検討させて頂きましたが、関係行政様との協議において、北環状線側は交通量が多く出入車両との交錯により事故発生の可能性もある事から今回は断念しております。駐車場内の誘導については、路面表示の案内や入出庫時の誘導灯等で円滑な誘導を行いたいと考えております。出入口位置を左右いづれかにずらす対応については、既存出入口を変更後も使用する予定であり、隣接する住宅の関係もありますため、対応が可能かどうか検討する様に致します。24 時間監視体制を図るのは難しいですが、営業時間外は出入口の閉鎖を徹底する等の対策を取らせて頂ければと思っております。
4	現在営業している店舗の第 2 駐車場は、夜間に駐車している車両が停まっておらず、治安的に良くないので対策を取って欲しい。	現在の営業店舗では、ロープで第 2 駐車場の閉鎖を行っていましたが、夜間に車両が駐停車出来ない様、再度徹底を行います。また、変更後の店舗計画においては、第 2 駐車場は使用しない予定であります。
5	店舗前市道の自宅前で宅急便の車両等が、路上駐車をしている車両が時々あるので何とかしてほしい。	宅配業者には、店舗敷地内の荷捌き施設で、駐車及び宅配作業を行う様に、再度、指導の徹底を行います。

6	敷地内に、店舗の書類や伝票等が飛んで来たりする事がある。風の強い地域なので留意してほしい。	申し訳ありません。店舗従業員には再度注意し管理を徹底させます。
7	夜間の照明はどうするのか？	閉店後、照明は落とす予定です。
8	日影になり市道側の積雪が溶けなくなる等、日照面で現況と相当変わると思うがもっと詳細な資料がほしい。	引き続き行います中高層建物等条例の説明会で詳細をご説明させていただきます。

## 住民等意見の内容とその対応状況

意見内容	回答内容
<p>(1) 新店舗の車両出入口は店舗正面の他に、第一種低層住居専用地域側に設けられる予定であるが、必要であるか。</p> <p>(理由：住居側の出入口は直接主要道路につながるものではない。現在は出口となっているが実際は入る車両も多い。そのため車同士の交差時、対向車を避けるために住宅側の私有地に入り込むことがある。ヤマダ電機のお客さんに自宅駐車場内の私有車をぶつけられたことがある。加害者からの正直な申し出が無ければ泣き寝入りで自費修繕をしなければならなかった。雪の季節は道路幅も狭くなるため、危険である。)</p> <p>(2) 住宅側にどうしても出入口を設ける必要がある場合、事故がおきないように対策をするべきではないか。</p> <p>(理由：ヤマダ電機担当者からは、100台以上収容の駐車場なので出入口が正面1か所ではきびしく、住宅側の出入口設置は必要である。新店舗開店時においては、車両の往来が激しくなると予想されるため車両出入口に数日間は警備員を配置するが、その後は未定との事であった。ヤマダ電機は店舗敷地外の事故に責任はないが、その環境を作り出すのはヤマダ電機側なので何も対策をしないのは無責任ではないか。)</p> <p>このことから、この先も車両の往来が多くなり、私有地・私有物への損害を被る可能性があるため、個人が泣き寝入りを強いられることのないように対策をとっていただきたい。住環境を悪化させることがないように、住環境が保護されるよう配慮していただきたい。</p>	<p>(1) ご意見を頂いた出入口については、新設の出入口では無く、現在営業中である既存営業店舗の既存出入口となっております。新設出入口の設置予定はございませんが、既存出入口につきましては継続して使用させて頂きたいと考えております。但し、既存営業店舗において、来客車両が住宅側私有地に入り込む及び接触事故が発生しました件に関しましては、誠に申し訳ございません。該当の出入口については、案内標識の設置を行い、来客車両に対しての注意喚起の徹底を行い、住居側に車両が入り込む事が無い様、対策を行うように致します。</p> <p>(2) 出入口の事故対策には、ご指摘頂きました内容に出来る限り配慮させて頂き、対策を行いたいと考えております。新店舗の開店時、並びにその後の状況に応じて、警備員を配置し安全な誘導を行う事を徹底致します。また、出入口には注意看板の設置を行い、来客車両に対して注意喚起を行います。今年の2月に実施させて頂いた住民の方への説明会で新店舗計画のご説明をさせて頂いた後、周辺住民の方へは継続して連絡及び調整をさせて頂いておりますが、今後も住環境を悪化させないために、対策を図って行きたいと考えております。</p>

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各分会における検討経過及び内容

		部会名：交通部会	課 名：道路管理課
店舗名	ヤマダ電機テックランド NEW 仙台青葉店		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過</p> <p>店舗計画変更の協議については、交通管理者（宮城県警察本部交通規制課）、交通政策課も含め実施している。</p> <p>意見書への対応として、周辺道路形状及び交通環境の安全確保の観点から、既存出入口の利用について再度指導している。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 交通障害の有無</p> <p>来退店車両による交通障害の有無について、交差点解析などを行い周辺交通に影響が無いことを確認した。</p> <p>(2) 安全対策に係る指導事項</p> <p>出入口については、店舗計画のとおり既存出入口2箇所を利用するよう指導した。</p> <p>意見書への対応として、既設北側出口の利用を徹底し、安全に配慮することを求めた。</p> <p>3. 留意すべき事項 (意見書対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口について、周辺環境や近隣住宅地への影響も考慮し出口専用の案内看板による誘導を徹底するとともに、近隣住宅への配慮として注意喚起の案内を行うこと。</li> <li>・ 必要に応じて交通誘導員等を配置し、歩行者や近隣住宅地への安全に配慮すること。</li> </ul> <p>&lt;参考図面等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図 4-1 (変更前) 建物配置図：届出の添付書類 P.4 ①</li> <li>・ 図 5-1 (変更後) 建物配置図：届出の添付書類 P.8 ②</li> </ul>		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：交通部会	課 名：交通政策課
店舗名	ヤマダ電機テックランド New 仙台青葉店		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 駐車場について、「大規模小売店舗立地法」及び「駐車場法」等に基づき、協議を行った。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 駐車場の構造等に係る指導事項</p> <p>①駐車場の収容台数が、大店立地法指針値に基づく必要駐車台数を満足すること。</p> <p>②駐車場の収容台数のうち 3 割以上が 2.5m×6m 駐車マスとして確保され、そのうち 1 台以上が身障者用駐車マスとして確保されること。</p> <p>③駐車場の構造等について、駐車場法の基準が適用されること。</p> <p>(2) 安全対策に係る指導事項</p> <p>①駐車場内の安全確保のため、停止ラインが路面標示されること。</p> <p>②一般車と荷捌き車の出入口が分離されること。</p> <p>③駐車場出入口の管理について、駐車場利用時間終了後に出入口が閉鎖されること。</p> <p>&lt;参考図面等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図 4 - 1 (変更前) 建物配置図：届出の添付書類 P 4 ①</li> <li>・ 図 5 - 1 (変更後) 建物配置図：届出の添付書類 P 8 ②</li> </ul>		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			

部会名：騒音・照明部会

課名：環境対策課

店舗名	ヤマダ電機テックランド New 仙台青葉店																																																			
検討経過 及び内容 (住民等の 意見に関する 検討を含む。)	<p><b>1. 検討経過</b> 騒音及び照明について、騒音規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づき、協議を行った。</p> <p><b>2. 検討内容</b></p> <p>①騒音について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・等価騒音レベルの予測結果 総合的な騒音として等価騒音レベルを確認した。いずれの予測地点においても環境基準内であり、周辺の居住環境への影響は小さいと推測した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">表1 等価騒音レベルの予測結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">高さ(m)</th> <th rowspan="2">用途地域</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>等価騒音レベル(dB)</th> <th>環境基準(dB)</th> <th>等価騒音レベル(dB)</th> <th>環境基準(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>1.5</td> <td rowspan="3">第一種低層住居 専用地域</td> <td>49.6</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">55</td> <td>2.4</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.5</td> <td>50.0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1.5</td> <td>43.7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1.5</td> <td rowspan="3">準住居地域</td> <td>44.5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>1.5</td> <td>50.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>15.0</td> <td>53.9</td> <td>3.8</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間に発生する騒音の最大値予測結果 夜間の騒音レベル最大値は、予測地点(敷地境界上)において、規制基準以内であることを確認した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">表2 夜間の騒音レベル最大値の予測結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>高さ(m)</th> <th>用途地域</th> <th>騒音レベル最大値(dB)</th> <th>規制基準(dB)</th> <th>発生源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>g</td> <td>15.0</td> <td>準住居地域</td> <td>8.1</td> <td>45</td> <td>キュービクル</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市公害防止条例に基づく定常騒音合成値の予測 定常騒音の合成値が、仙台市公害防止条例の規制基準以内であることを確認した。</li> </ul> <p>②照明について 夜間照明については、周辺環境に配慮された計画となっており、生活環境への影響は少ないことを確認した。</p> <p>&lt;参考図面等&gt;</p> <p>① 騒音について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予測地点 : 騒音検討資料 P13~16 (図A、B-1~3) ③</li> <li>・等価騒音レベルの予測結果 : 騒音検討資料 P11 (表5-1) ④</li> </ul>	予測地点	高さ(m)	用途地域	昼間		夜間		等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	A	1.5	第一種低層住居 専用地域	49.6	55	2.4	45	B	1.5	50.0	0	C	1.5	43.7	0	D	1.5	準住居地域	44.5	0	E	1.5	50.0	1.5	F	15.0	53.9	3.8	予測地点	高さ(m)	用途地域	騒音レベル最大値(dB)	規制基準(dB)	発生源	g	15.0	準住居地域	8.1	45	キュービクル
	予測地点				高さ(m)	用途地域	昼間		夜間																																											
		等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	等価騒音レベル(dB)			環境基準(dB)																																													
	A	1.5	第一種低層住居 専用地域	49.6	55	2.4	45																																													
	B	1.5		50.0		0																																														
	C	1.5		43.7		0																																														
	D	1.5	準住居地域	44.5		0																																														
	E	1.5		50.0		1.5																																														
	F	15.0		53.9		3.8																																														
	予測地点	高さ(m)	用途地域	騒音レベル最大値(dB)	規制基準(dB)	発生源																																														
g	15.0	準住居地域	8.1	45	キュービクル																																															



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の騒音レベル最大値の予測結果 : 騒音検討資料 P12 (表 5-2) ) ⑤</li> <li>・定常騒音合成値の予測 : 騒音検討資料 P12 (表 5-3) ) ⑤</li> </ul> <p>② 照明について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明、広告塔照明等の計画と公害対策 : 届出の添付書類 P11 ⑥</li> <li>・照度分布図 : 届出の添付書類 P23 (図 A-06) ⑦</li> </ul>
部会の意見の有無	無し
意見の内容	

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：廃棄物部会	課名：事業ごみ減量課										
店舗名	ヤマダ電機テックランド New 仙台青葉店												
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過</p> <p>廃棄物等に関する処理計画について、「大規模小売店舗を設置するものが配慮する事項に関する指針」等に基づき、協議を行った。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 廃棄物等の排出量等の予測</p> <p>「大規模小売店舗を設置するものが配慮する事項に関する指針」に基づき、廃棄物の種類ごとに排出量を算出し、保管施設を計画する上での廃棄物等の排出量を適正に予測している。</p> <table border="0"> <tr> <td>小売店舗からの廃棄物等の排出量</td> <td>14.69 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>廃棄物等の必要保管容量合計</td> <td>14.69 m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>(2) 廃棄物の減量・リサイクル計画</p> <p>再資源化の可能なものについては、積極的に資源化に取り組む計画となっている。</p> <p>(3) 廃棄物保管施設の計画</p> <p>廃棄物等保管施設の設置については、排出予測量を十分保管できる計画となっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>※ 計画保管施設容量</td> <td>必要保管容量</td> </tr> <tr> <td>21.10 m<sup>3</sup></td> <td>&gt; 14.69 m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>(4) 廃棄物の運搬・処理方法等</p> <p>廃棄物の運搬については、廃棄物保管施設に保管できる容量及び発生量を考慮した収集頻度を計画しており、問題はない。</p> <p>3. 留意すべき事項</p> <p>なし。</p> <p>&lt;参考図面等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図 5-1 (変更後) 建物配置図 (P. 8) ②</li> <li>・ 図 5-2 (変更後) 1階平面図 (P. 9) ②</li> <li>・ 図 5-9 (変更後) 廃棄物保管庫 (P. 16) ⑨</li> </ul>			小売店舗からの廃棄物等の排出量	14.69 m <sup>3</sup>	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量	なし	廃棄物等の必要保管容量合計	14.69 m <sup>3</sup>	※ 計画保管施設容量	必要保管容量	21.10 m <sup>3</sup>	> 14.69 m <sup>3</sup>
小売店舗からの廃棄物等の排出量	14.69 m <sup>3</sup>												
小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量	なし												
廃棄物等の必要保管容量合計	14.69 m <sup>3</sup>												
※ 計画保管施設容量	必要保管容量												
21.10 m <sup>3</sup>	> 14.69 m <sup>3</sup>												
部会の意見の有無	無し												
意見の内容													

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：街並みづくり部会	課 名：都市景観課
店舗名	ヤマダ電機テックランド New 仙台青葉店		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過</p> <p>計画地は仙台市「杜の都」景観計画による市街地景観のゾーンのうち沿線市街地ゾーンおよび郊外住宅地ゾーンに位置しており、当該計画に定める基準について協議を行いました。本計画については、景観計画区域に係る行為の届出書の提出があり、適合通知を交付しております。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>計画店舗は、外壁を明るいグレー系の色彩を基調としたシンプルな外観としています。屋外広告物については、屋外広告物条例の基準を満足するとともに、壁面広告物、屋上広告物、地上広告物のデザインを統一するなど、景観に配慮された計画となっております。</p> <p>3. 留意すべき事項 なし</p> <p>&lt;参考図面等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図 5-7 (変更後) 立面図 P.14 (o)</li> <li>・図 5-11 建物完成予想図 P.18 (ll)</li> </ul>		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

部会名：街並みづくり部会 課 名：百年の杜推進課

店舗名	ヤマダ電機テックランド New 仙台青葉店											
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 杜の都の環境をつくる条例に基づき緑化計画について検討を行った。なお、平成30年7月4日付で同条例に基づき認定を行っている。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 緑化計画面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>必要緑化率</th> <th>緑化基準面積</th> <th>緑化計画面積(緑化率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,643.98 m<sup>2</sup></td> <td>14.00%</td> <td>930.15 m<sup>2</sup></td> <td>936.28 m<sup>2</sup> (14.09%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 緑化内容 主に敷地外周部において緑化が行われており、このうち幹線道路側は高木と低木による多層緑化で、その他は低木が植栽されている。また、駐車場の一部において芝による緑化が行われている。</p> <p>3. 留意すべき事項 特になし。</p> <p>&lt;参考図面等&gt; ・ 図 5-13 (変更後) 緑化計画図 P. 20 ⑫</p>				敷地面積	必要緑化率	緑化基準面積	緑化計画面積(緑化率)	6,643.98 m <sup>2</sup>	14.00%	930.15 m <sup>2</sup>	936.28 m <sup>2</sup> (14.09%)
	敷地面積	必要緑化率	緑化基準面積	緑化計画面積(緑化率)								
6,643.98 m <sup>2</sup>	14.00%	930.15 m <sup>2</sup>	936.28 m <sup>2</sup> (14.09%)									
部会の意見の有無	無し											
意見の内容												

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：総括部会	課名：地域産業支援課
店舗名	ヤマダ電機テックランド NEW 仙台青葉店		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過</p> <p>店舗計画全体について、大規模小売店舗立地法（以下、「法」という）の趣旨に基づき、平成 29 年 1 月 25 日に準備書の提出を受け、計画の準備段階より協議を行った。当該協議終了後、平成 30 年 1 月 5 日に法第 6 条第 2 項に基づく届出書を受理した（縦覧期間：平成 30 年 1 月 12 日～平成 30 年 5 月 12 日）。その後、平成 30 年 5 月 10 日に法第 8 条第 2 項の規定に基づく意見書を受理し、当該内容に関する対応策について、設置者から平成 30 年 5 月 29 日に報告を受けた。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>①届出内容について、周辺環境への影響が及ばないよう関係部局と協議し、配慮するよう求めた。</p> <p>②法第 8 条第 2 項に基づく意見書を受理したことから、仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第 15 条第 4 項に基づき、設置者側へ当該意見書に対する対応状況の報告を求めて、当該内容を確認した。</p> <p>3. 留意すべき事項</p> <p>①当該地北側の出入口については、現在も出口のみの利用として案内看板を立てて運用していることから、周辺環境や近隣住宅地への影響も考慮しながら、当該運用を徹底すること。</p> <p>②法第 8 条第 2 項に基づく意見書に対する対応報告の内容を適切に実行すること。</p> <p>③当該地北側を含む出入口については、新装開店時や繁忙期だけではなく、当該時期以外の日についても、状況に応じて、交通誘導員等を配置するとともに、歩行者等の安全確保だけではなく、近隣住宅地への安全配慮も行うこと。</p> <p>④新装開店後、交通関係を含め、近隣住民等から苦情等が寄せられた場合には、迅速に状況を確認の上、適切な対策を講じること。</p> <p>&lt;参考図面等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図 4-1 （変更前）建物配置図：届出の添付書類 P.4 ①</li> <li>・ 図 5-1 （変更後）建物配置図：届出の添付書類 P.8 ②</li> </ul>		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			